

商法 出題の意図

問題1

①会計帳簿等閲覧請求権の対象となる文書内容と、②会社との実質的な競業関係(会社法433条2項3号)について、検討を求める問題である。

会社法433条の請求対象となる書面とは、会計学上の仕訳帳、元帳、及び補助簿に加え、これらの作成にあたり直接の資料となる書類や実質的に補充する書類を指すとされている(横浜地判平成3年4月19日判時1397号114頁)。法人税確定申告書は、これらの書類によって作成される結果文書である。そのため、法人税確定申告書は、会計帳簿等閲覧請求の対象文書とはならないというのが裁判例である。

競合関係については、現在競業関係になくとも近い将来競業を行う蓋然性が高い会社が競業関係に含まれるとする裁判例(東京地決平成6年3月4日判例時報1495号139頁)や、請求株主の主観的意図は拒否事由該当性判断に影響しないとした最高裁決定(最決平成21年1月15日民集63巻1号1頁)などをふまえて、検討することが求められる。

問題2

差別的行使条件付新株予約権の無償割当による買収防衛策と株主平等原則との関係について、最決平成19年8月7日民集61巻5号2215頁を参考として、検討を行うことを求める問題である。

特定の株主について差別的行使条件を付する新株予約権は、明らかに株主平等原則に抵触するように思われる。しかしながら前掲平成19年最決は、「会社の企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されるようなことになる場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱が公平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、これを直ちに同原則の趣旨に反するものということとはできない」と判示した。

この判例を前提として、株主平等原則の趣旨と差別的行使条件付新株予約権発行による買収防衛策の可否について、検討することが求められる。